奈良県新型コロナワクチン個別接種促進支援金事務補助業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

本要領は，奈良県新型コロナワクチン個別接種促進支援金事務補助業務の受託者を選定するに当たり，公募型プロポーザルの実施方法等，必要な事項を定めるものである。

１ 業務の概要

（１）業務名

奈良県新型コロナワクチン個別接種促進支援金事務補助業務

（２）業務内容

別添「奈良県新型コロナワクチン個別接種促進支援金事務補助業務委託仕様書」のとおり

（３）委託料上限額

４７，１８５，９５２円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は，本業務の調達における提案価格の上限であり，契約時の予定価格を示すものではない。

（４）予定契約期間

契約締結の日から令和４年３月２５日（金）まで

（５）担当部局及び書類提出先等

書類の提出先，質問先及び受付時間は次のとおりとする。

所属：奈良県福祉医療部医療政策局新型コロナワクチン接種推進室

住所：〒630-8501　奈良県奈良市登大路３０番地

電話：0742-27-8309　　FAX：0742-27-8086

受付時間：土日・祝祭日を除く９時から 17 時まで

２ 参加資格要件

次の要件を全て満たす者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

（２）民事再生法の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。

（３）会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。

（４）公告日から過去１年以内に地方自治体から新型コロナウイルスに係る支援金等の支払い審査業務を受託した実績を有している者であること。

（５）次のいずれにも該当しないこと。

①　役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所

の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。

② 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していると認められる。

③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

⑥ 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる。

⑦ 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったと認められる。

⑧ 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められる。

3 プロポーザルの日程及び手続き

（１）予定される実施スケジュール

① 実施要領等の公表（公告開始日）	令和３年　９月３０日（木）
② 実施内容等に関する質問受付期限	令和３年１０月　７日（木）17 時まで
③ 質問に対する回答	令和３年１０月１１日（月）17 時まで
④ プロポーザル参加申込受付期限	令和３年１０月１５日（金）17 時まで
⑤ 企画提案書等の提出期限	令和３年１０月２１日（木）17 時まで
⑥ 審査委員会の開催	令和３年１０月２２日（金）
⑦ 審査結果の通知	令和３年１０月２５日（月）

（２）実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たって質問事項等がある場合は，簡易なものを除

き，質問票（別紙３）を新型コロナワクチン接種推進室宛てにFAXにより提出すること

（３）質問に対する回答

質問に対する回答は、FAXにより質問者に回答するとともに、県ホームページに掲載する。

（４）参加申込書の提出

① 本プロポーザルへの参加を希望する者は，下記の書類を郵送又は持参により提出すること。

ア 別紙１「奈良県新型コロナワクチン個別接種促進支援金事務補助業務委託公募型プロポーザル参加申込書」

イ 別紙２「新型コロナウイルスに係る支援金等支払業務受託実績」

ウ 会社概要，パンフレット等事業者の概要がわかるもの

② 提出期限：令和３年１０月１５日（金） １７時まで

③ 参加申込をした者全員に対し，提案資格の確認結果を電話で行うとともに，結果を記した書面を郵送する。

（５）企画提案書の提出

企画提案書は、「奈良県新型コロナワクチン個別接種促進支援金事務補助業務委託仕様書」を熟読の上，次のとおり作成すること。

① 企画提案書の用紙は，原則としてＡ４版用紙（Ａ３版用紙の折り込み可）とすること。（ページ数の制限なし）

② 次の内容を含めて作成すること。また，企画提案書の副本は無記名（会社名）とし，社名が類推できないよう作成すること。

ア 企画提案書（様式１～８）

イ その他，提案したい事項

③ 提出部数：６部（正本１部，副本５部）

④ 見積書：１部（奈良県知事宛て）

⑤ 提出期限：令和３年１０月２１日（木）１７時

⑥ 提出方法：持参又は郵送により提出することとする。郵送の場合は，⑤の提出期限必着とする。

⑦ 留意事項

ア 企画提案書は，１者１提案のみとする。

イ 企画提案の内容は，見積の範囲内で実現可能なものに限る。

ウ 企画提案書提出後は提出書類の変更，差替，再提出若しくは撤回は認めない。（審査に影響を与えない軽微なものを除く。）

エ 応募書類に不備があった場合には，審査の対象とならないことがある。

オ 企画提案書等は，奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）に基づく情報公開請求の対象となる。

４ 契約候補者の選定

（１）選定方法

本募集要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、奈良県新型コロナワクチン個別接種促進支援金事務補助業務委託プロポーザル審査委員会（以下「選定委員会」という。）が評価点方式により評価を行う。

ア　審査の対象となるのは、参加申込書及び企画提案書等を期限までに提出した者で、「２　参加資格要件」の（１）から（５）を全て満たしている事業者であること。

イ　選定委員会が企画提案書等を審査し、評価点方式による順位をもとに最優秀提案者を決定するが、審査委員の合計点の平均点が満点の６０％に満たない場合は受託者としない。

また、評価項目のうち、全審査委員の得点の平均について満点の５割未満の項目が一以上ある場合は、受託者としない。

ウ　提案者が１社の場合、評価基準による審査委員の合計点の平均点が満点の６０％以上でかつ選定委員会の合議により認められたものについては、当該提案者を最優秀提案者として特定する。ただし、評価項目のうち、全審査委員の得点の平均について満点の５割未満の項目が一以上ある場合は、受託者としない。

エ　企画提案書を提出した後、参加を辞退する場合には、辞退届（別紙４）を県に提出すること。（持参または郵送）

（２）審査基準

別表「奈良県新型コロナワクチン個別接種促進支援金事務補助業務委託プロポーザル評価基準表」のとおり

（３）選定委員会の開催

日時：令和３年１０月２２日（金）

（参加希望者によって時間が異なるため、時間・場所は別途連絡）

１社あたりのプレゼンテーション時間：１５分

（４）審査結果の通知

審査結果は，審査後全ての参加者宛て通知するとともに，選定された者の名称等を奈良県ホームページに掲載する。なお，選定委員会は非公開とし，審査内容に関する質問や異議は一切受け付けないこととする。

5 契約に関する事項

（１）選定された契約候補者と奈良県は契約締結の協議を行い，協議が整った後，改めて契約候補者から見積書を徴収し，奈良県契約規則等の関係法令等の規定に基づき，委託契約を締結する。

（２）契約締結の協議においては，企画提案書の内容をもとに，業務の履行に必要な具体的条件などの協議や調整を行うが，企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく，企画提案内容や金額等を変更する場合もある。

（３）契約締結の協議が整わなかった場合には，審査結果の上位の者から順に契約締結

の協議を行う。
（４）契約書の作成に必要な経費は，すべて受託者の負担とする。
（５）業務委託料の支払いについては、精算払いを原則とするが、受託者と協議の上、概算払いを行う場合がある。

6 業務の適正な実施に関する事項

（１）個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には，奈良県個人情報保護条例（平成 12 年 3 月 30 日条例第 32 号），奈良県個人情報保護条例施行規則（平成 12 年 9 月 29 日規則第 21 号）に基づき，その取扱いを十分留意し，漏えい，滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（２）守秘義務

受託者は，委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し又は契約が解除された後においても同様とする。

7 失格事由

参加者は，次のいずれかに該当した場合は，失格となることがある。
（１）提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
（２）必要な記載事項又は書類が欠如していた場合
（３）提出された書類に虚偽の内容が記載されていた場合
（４）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
（５）本要領に違反すると認められる場合
（６）その他，担当者があらかじめ指示した事項に反した場合

8 その他

（１）プロポーザル参加に要する費用は，全て参加者の負担とする。
（２）書類等の作成に用いる言語，通貨及び単位は，日本語，日本国通貨，日本標準時及び計量法に定める単位に限る。
（３）企画提案書等に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合，当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに，その使用に係る経費を委託料に計上すること。
（４）業務の成果は，県に帰属するものとする。委託契約期間終了後，県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には，企画提案書にその旨明記すること。
（５）企画提案書の提出をもって，参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。
（６）本プロポーザルの参加により，県から知り得た情報は，他者に漏らしてはならな

い。

（７）提出された書類は返還しない。企画提案書の提出後に参加資格要件に合致しないと判明した場合も同様とする。

（８）選考の経過は非公開とする。